

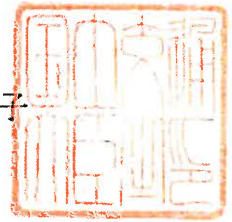


認 定 書

国住指 第 930 号
平成 14 年 5 月 10 日

化工機商事株式会社
代表取締役社長 内田 英明 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第一号（柱：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP060CN-9400

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

発泡性耐火被覆／鉄骨造耐火柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

評 定 書

評定 CBL PF0 01-08 号

エスケー化研 株式会社
代表取締役社長 藤井 實 様

化工機商事 株式会社
代表取締役社長 能仁 泰志 様

菊水化学工業 株式会社
代表取締役社長 遠山 真人 様

日本ペイント 株式会社
代表取締役社長 酒井 健二 様

平成20年9月5日付けで評定依頼された下記の案件について、財団法人ベターリビング評定規程第8条に基づき、防災性能評定委員会(委員長 工学博士 長谷見雄二)において審査した結果、既認定を受けている当該構造(発泡性耐火塗料の丸型鋼管柱)について本件で適用する標準仕様は、下記の建築基準法に定める耐火性能について、所定の性能を有していると評定する。

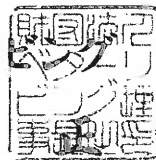
記

1. 件 名 発泡性耐火塗料の鋼管柱の耐火構造認定についての適用範囲の拡大について
2. 評定事項
本評定は、評定対象構造(発泡性耐火塗料の丸型鋼管柱)に関して標準仕様を適用し、当該耐火性能について「建築基準法第2条第七号および同施行令107条(耐火構造)」に定めている事項についての適合性を評定したものである(詳細については別添)。
3. 評定区分 個別評定

発行日 平成22年3月31日



財団法人 ベターリビング
理事長 那 珂



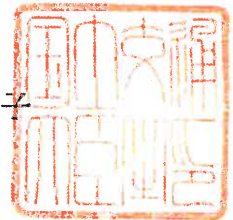


認 定 書

国住指 第 931 号
平成 14 年 5 月 10 日

化工機商事株式会社
代表取締役社長 内田 英明 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第一号（はり：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP060BM-9345

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

発泡性耐火被覆／鉄骨造耐火はり

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り



認 定 書

国住指第3072号
平成15年12月26日

化工機商事株式会社

代表取締役 内田英明 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号（柱：2時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP120CN - 0101

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

発泡性アクリル系樹脂塗料被覆／鉄骨柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

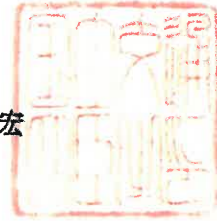
別添の通り

認 定 書

国住指第 1535 号
平成 26 年 8 月 27 日

化工機商事株式会社
代表取締役 伊藤 雅彦 様
Nullifire Limited
General Manager John Gordon 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第一号（柱：2 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP120CN-0568
2. 認定をした構造方法等の名称
発泡性アクリル系樹脂塗料被覆／鉄骨柱
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。



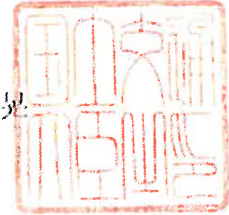
認 定 書

国住指第2768号
平成15年12月3日

化工機商事株式会社

代表取締役 内田英明 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号（柱：2時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP120CN - 0094

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

発泡性アクリル系樹脂塗料被覆／銅管柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定書

国住指第1974号
平成 16年 11月 24日

化工機商事株式会社
代表取締役社長 能仁 泰志 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:2時間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP120CN-0171
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
発泡性アクリル系樹脂塗料被覆ノ部管柱
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

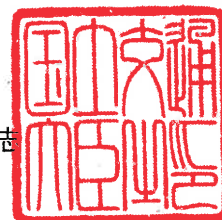
(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住指第 4248 号
平成 24 年 5 月 1 日

化工機商事株式会社
代表取締役 末永 一信 様

国土交通大臣 前田 武志



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第一号（柱：2 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP120CN-0497
2. 認定をした構造方法等の名称
発泡性アクリル系樹脂塗料被覆／丸鋼柱
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

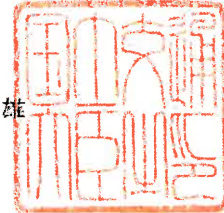


認定書

国住指第1454号
平成 17年 9月 27日

化工機商事株式会社
代表取締役 能仁 泰志 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(はり:2時間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP120BM-0158
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
発泡性アクリル系樹脂塗料被覆/鉄骨はり
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。